

しっかりしてや！

流域委員会

～ 新しい川づくりに向けた意見交換会 ～

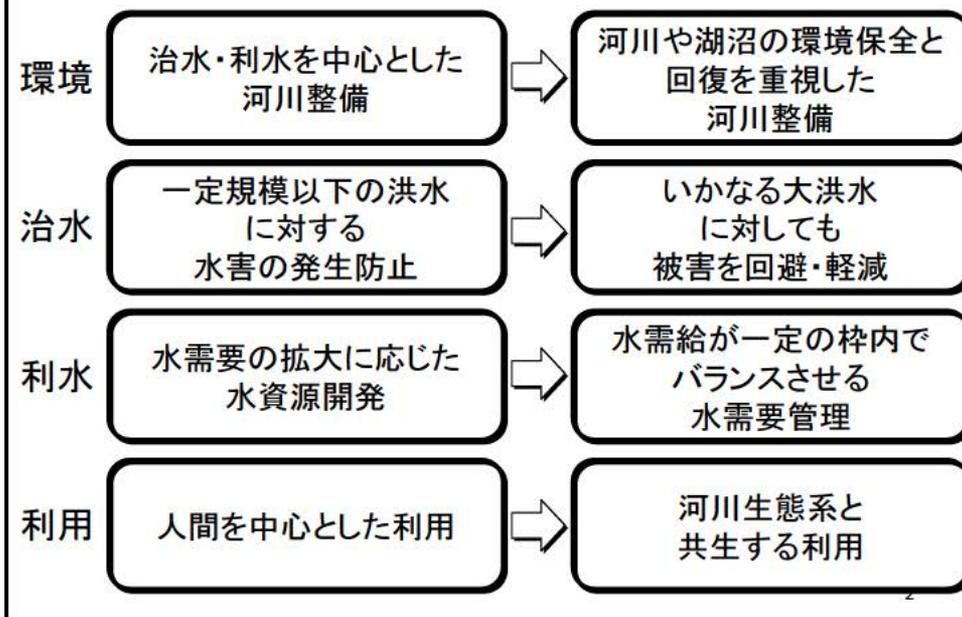
2004年2月28日

淀川水系流域委員会

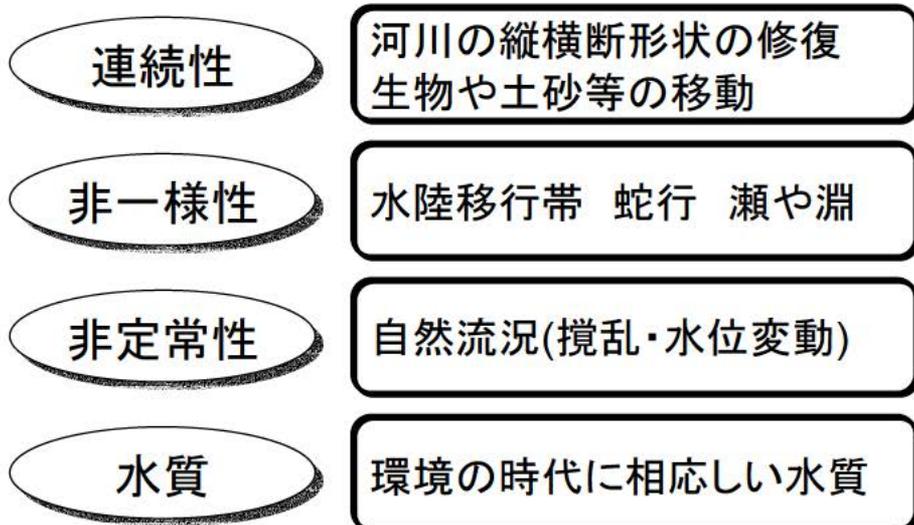
淀川水系流域委員会の歩み

- 平成9年6月 河川法改正
- 平成12年7月 淀川水系流域委員会準備会設置(委員4名)
- 平成13年2月 淀川水系流域委員会設置(委員53名)
- 平成14年5月 「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」発表
- 平成15年1月 「新たな河川整備をめざして - 淀川水系流域委員会提言 - 」発表
- 平成15年1月 「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」発表
- 平成15年6月 「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)」発表
- 平成15年9月 「淀川水系河川整備計画基礎原案」発表
- 平成15年12月 「淀川水系流域委員会意見書」発表

提言：新たな川づくりの理念



提言：河川整備のあり方—環境—



提言：河川整備のあり方 —治水（河川対応）—

流下能力増大

河積拡大(築堤 引堤 掘削)
捷水路 放水路 など

流出流量抑制

ダム 遊水池(地) など

危機管理

情報伝達 水防活動 など

4

提言：河川整備のあり方 —治水（流域対応）—

流域内の
保水・貯留機能

森林 調整池 など

物的被害の
回避・軽減

土地利用規制・誘導
建物移転・耐水化
氾濫水の制御 など

人的被害の
回避・軽減

警戒・避難活動 など

5

提言：河川整備のあり方—利水—

水需要予測

精度の高い水需要予測

有効利用

節水・再利用・雨水等の利用
用途間転用

管理

水需要管理協議会

6

提言：河川整備のあり方—利用—

川を守る

川でなければできない利用

川に学ぶ

川に活かされた利用

川の恵み

水利権・漁業権・占用権など

7

提言：河川整備のあり方—ダム—

- 生活の安全・安心や産業・経済の発展に寄与してきた
- 自然環境・地域社会に及ぼす影響が大きい
ため 原則として建設しない
- 代替案がなく 社会的合意が得られた場合にのみ建設する

8

基礎原案：具体的な整備内容 —環境—

- 多様な形状を持つ河川の復元：縦横断方向の連続性 湖と河川や陸域との連続性
- 堰の水位操作の見直し：河川の水位変動や攪乱の増大 琵琶湖の急速な水位低下を抑制
- ダム・堰等の運用の見直し：水位変動や攪乱の増大(自然流況に近い流量)
- 河川やダム湖および沿岸海域の水質および底質の改善
- 土砂移動の連続性の確保
- その他(周辺の景観との調和 不法工作物やゴミの不法投棄の是正など)

9

基礎原案：具体的な整備内容 —治水（洪水）—

- 破堤による被害の回避・軽減
 - 流域対応(自分で守る・みんなで守る・地域で守る)
 - 河川対応(堤防強化：高規格堤防・堤防補強)
- 浸水被害の軽減
 - 狭窄部上流の浸水被害の解消：既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標
 - 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減：土地利用誘導、放流能力・流下能力の向上

10

基礎原案：具体的な整備内容 —治水（高潮 地震・津波）—

- 高潮
 - 陸閘が設置されている橋梁の嵩上げについての協議調整
- 地震・津波
 - 堤防の耐震補強
 - 緊急用河川敷道路および船着場の整備、淀川大堰閘門の検討・判断
 - 陸閘等の迅速な操作・開閉時間の短縮化
 - 津波情報の提供

11

基礎原案：具体的な整備内容 —利水—

■水需要の抑制

- 再利用や雨水利用
- 水需要の精査確認
- 水利権の見直しと用途間転用
- 既存水資源開発施設の再編と運用の見直し

■渇水への対応

- 近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下を踏まえた被害対策
- 渇水調整方法の見直し

12

基礎原案：具体的な整備内容 —利用—

■水面

- 秩序ある水面利用の適正化
- 障害等の改善

■河川敷

- 本来河川敷以外で利用できるものについては縮小
- 個々の案件ごとに学識経験者・自治体等関係機関・住民等の意見を聞き判断
- 違法行為の是正

■舟運

- 水上緊急輸送のための整備の推進
- 航路確保や付属施設の整備等の検討

■漁業

- 生物の生息・生育環境の保全・再生

基礎原案：具体的な整備内容 —既設ダム—

- 水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施
- 急激な水位低下が生じない運用操作を実施
- 選択取水や曝気等の水質保全対策を実施
- 魚類等の遡上・降下の障害軽減方策の検討
- 土砂移動の障害軽減方策の検討
- 取水実態に基づく効率的な補給の実施・検討
- 既設ダム等の連携操作による渇水対策の実施
- その他

14

基礎原案の具体的な整備内容 —事業中のダム—

大戸川ダム 天ヶ瀬ダム再開発 川上ダム
丹生ダム 余野川ダム

- ダム計画の方針に基づき調査・検討の実施
- 調査・検討の間は地元の地域生活に必要な道路や防災上途中で止めることが不適當な工事以外は着手しない

15

意見書 総括

- 基礎原案は、その重要な部分において、提言を出来るかぎり尊重し、反映し、具体化しようとするものとなっているが、今後に残された課題も少なくない。
- 社会的関心の高いダム事業については、幅広い代替案を慎重に審議したうえで、出来るだけ早く結論を出す必要がある。
- 河川環境の整備と保全、治水、利水、利用についても、理念の転換を具体化する整備内容を出来るだけ早く示す必要がある。
- 従来の枠を超えた他省庁との協議・連携、実質的な住民参加の方法については、今後さらに模索・検討する必要がある。
- 淀川水系流域委員会と国土交通省近畿地方整備局との協働により実践した新しい計画策定の手順と新しい審議の形すなわち「淀川モデル」が、全国の公共事業計画の検討・審議に広まり、定着することを願っている。